

## 環境監視事業

### 1. 河川水質測定事業

環境基本法に基づき定められた、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準※の達成状況確認のため、また、市内主要河川における汚濁状況を把握し、工場・事業所等への指導に資するため、年間4回4地点において、採水検査を実施した。汚染発生源としては、人為的なものでは、工場・事業所等からの産業系排水と、家庭からの生活系排水に大別されるが、近年の河川汚濁に寄与する割合は、生活系排水が大部分を占めている。

#### ※ 環境基準

環境基準とは、環境基本法に基づき国が定めた、大気の汚染や水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康の保護及び生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準の具体的な数値目標のこと。

検査結果は、次のとおりである。

#### <人の健康の保護に関する環境基準について>

項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
地点	千代田橋、錦水橋、平和橋、天野橋
評価	全4回の検査で、すべての地点において環境基準を満たしている。

#### <生活環境の保全に関する環境基準について>

項目	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌群数
地点	千代田橋、錦水橋、平和橋、天野橋
評価	全4回の検査で、すべての地点において、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質及び溶存酸素量について環境基準を満たしている。また、大腸菌群数について、全4回の検査のうち環境基準を満たさない場合があったが、概ね環境基準を満たしている。

### 2. 専用水道飲用井戸等の水質監視事業

水道法の改正により平成25年度から、専用水道・簡易専用水道・飲用井戸への指導が市の権限となった。自己水源を所有する専用水道の指導のために水質測定を行っている。また、平成27年度は一部の専用水道の水源から環境基準値を超えるヒ素及びほう素が検出されたため、周辺の井戸についてもヒ素及びほう素の調査を行い、汚染の拡がりがないことを確認した。

### 3. 悪臭測定事業

悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行う。規制の方法には、①特定悪臭物質(22物質)の濃度による規制、②臭気指数(臭気の強さを表す数値)による規制の2種類があり、河内長野市では①特定悪臭物質濃度による規制を採用している。

平成 27 年度は市民より悪臭の苦情があった 1 事業所において、特定悪臭物質のうち 11 物質を測定し、河内長野市告示第 45 号(平成 22 年 9 月 30 日)の規制基準値内であることを確認した。

#### 4. 騒音振動監視測定事業

発生源としては、工場・事業所・建設作業・自動車や鉄道の交通機関などがあり、近年では、カラオケ等の近隣生活騒音が問題になることもしばしばある。工場・事業所等に対しては、騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、届出指導や立入検査等を行い、騒音・振動の防止に努めた。

また、騒音・振動が環境に与える影響を把握するため、下記の調査を行った。

##### (1) 道路交通騒音調査

騒音規制法の定めに基づき、幹線交通を担う道路における自動車騒音の実態を把握するため、騒音測定を実施した。測定は、24 時間連続して自動測定を行い、昼間と夜間の結果をそれぞれ平均して測定結果とした。

平成 27 年度に測定を行った 3 地点における騒音レベルは 1 地点で環境基準を達成できなかった。

##### (2) 道路交通振動調査

振動規制法の定めに基づき、幹線交通を担う道路における道路交通振動の実態を把握するため、道路交通騒音調査と同時に振動測定を実施した。振動には環境基準はないが、各地点における振動レベルは振動規制法に定める要請限度\*を超えることはなかった。

##### (3) 環境騒音・振動調査

環境騒音・振動の実態を把握するため、市内全域(市街化区域)を調査区域として環境騒音の測定を実施した。測定は、騒音に係る環境基準で定める昼間(午前 6 時から午後 10 時まで)及び夜間(午後 10 時から翌午前 6 時まで)の時間帯で行い、それぞれの結果を平均して測定結果とした。

10 地点での測定を行い、すべての地点において昼間・夜間とも騒音は環境基準値を達成し、振動は人の感覚しきい値を下回った。

※要請限度・・・振動規制法に基づき環境省令で別に定められている道路交通振動の限度のことをいい、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。